

上下水道事業経営戦略策定部会（第4回）会議録

発言者	発言内容
事務局	<p>ただいまから、第4回上下水道事業経営戦略策定部会を開催させていただきます。皆さま方におかれましては、何かとお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>早速ではございますが、会議に入る前に、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。まず1点目が、A3サイズの見開きの1枚ものですが、第4回専門部会資料（第1回専門部会資料の再修正）が1枚と、第4回専門部会資料の上水道の分ですね、A4サイズの小冊子になっています、これが1つ。それと同じくこれの下水道版ですね。こちらのほう合わせて3つの資料となっております。資料不備ございませんでしょうか。ございましたら事務局のほうまで。大丈夫ですか。</p> <p>それでは、部会に入らせていただきます。部会長、進行よろしくをお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。それでは本日の部会は事務局が作成した経営状況の検討（財政シミュレーション）、料金・使用料体系の検討が示されます。経営戦略作成に向けて、この経営状況の検討（財政シミュレーション）が妥当なものなのかを主な視点として、意見交換をしていきたいと思っております。限られた時間ではありますが、部会員の皆さまから積極的なご意見をいただき、実りある部会としたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>また、部会員の意見を述べる時間をできるだけ確保したいと思っておりますので、会議資料の説明については、事務局はできるだけ簡潔にしてください。</p> <p>それでは、次第に従い進めさせていただきます。第4回専門部会資料（前回専門部会資料の修正）について、事務局より説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の資料でA3の用紙1枚ものがございます、こちらをご覧ください。第1回専門部会資料のなかでありました、下水道事業の現状の21ページについての修正の資料で、一度お渡しした資料のなかで、すいません、再度修正となってしまう部分がありますので、報告させていただきます。</p>

発言者	発言内容
	<p>修正の中身ですけれども、下水道事業全体の経費回収率の数値ですが、修正前の資料で 99.5%という数字だったのですが、これが実際には 116.9%という数字になります。この修正ですけれども、平成 28 年度の決算の数字を元に経費回収率を算出しているのですけれども、当初の 99.5%を算出した際の数字が誤りでした、平成 28 年度決算の事務作業途中で数字の修正をした部分があったのですが、その修正後の数字に従って数字を出すと、この修正後の 116.9%になります。経費回収率の資料中の他の部分では、このような誤りはございませんで、この部分だけになります。</p> <p>修正点は、以上になります。修正の再修正なので申し訳ありません。よろしくをお願いします。</p>
部会長	<p>それでは、ただいまの件について、何かご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。</p>
部会員	<p>(意見なし)</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。数字の修正としては、上方に修正されたということになっておりますので。</p> <p>それでは次の議題であります、第 4 回専門部会資料（上水道）について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい、それでは第 4 回専門部会資料（上水道）に沿って、事務局から説明いたします。</p> <p>1 ページは、経営状況の検討（財政シミュレーション）になります。基本条件としては、推計期間が平成 31 年度から平成 40 年度の 10 年間。経営状況は推計期間全てにおいて黒字経営、資金残高は平成 40 年度における給水収益の 1 ヶ年程度の確保、企業債残高対給水収益比率は全国平均値の 290%以下とする、料金回収率は 100%以上とする、ということが基本条件であります。企業債残高対給水収益比率を決める上で、企業債借入水準についてですが、総務省の見解としては、「企業債は世代間負担の公平や負担の平準化の観点から、一定程度活用することが望まれるが、人口減少、有収水量減少時代においては、収入規模に見合う水準にしておくことが重要</p>

発言者	発言内容
	<p>であります」、とあります。財政計画策定に当たり、重要指標のなかに事業収益対企業債残高比率があります。この数値が大きいと、現在の財政負担は小さいが、将来的に償還負担が増加する可能性がある領域に該当するとしています。具体的な基準は設けられていませんが、総務省資料によると全国平均値を目安としています。b)の国庫補助の採択基準としてのコンセプト、起債の借入水準が載っていきまして、厚生労働省において生活基盤施設耐震化等交付金が創設され、このメニューの一部に水道管路耐震化等推進事業があります。これは、耐震性能が低く、法定耐用年数が40年を超過している管路の更新事業に対して採択基準を満足する水道事業に財政支援するものです。交付基準のなかに給水収益に占める企業債残高に関する項目があり、300%以上という通知がされています。これは300%を超過することは、国庫補助の対象となるほど財源状況が望ましくないもので、水道料金収入だけでは老朽管の更新はできない事業と判断しているためと考えられます。これらを元に、富田林市の考え方としては、企業債残高対給水収益比率は明確な基準はないのですが、総務省資料の全国平均290%や、厚生労働省の国庫補助交付基準から300%以下に抑制するべきであると考えます。予期せぬ給水収益の下振れがあった場合、償還負担が増加する可能性がある領域に位置することは望ましくないため、全国平均の290%程度を目安とするという形を取りました。</p> <p>3ページから7ページまでが推計条件になります。こちらについては、第2回部会の資料の再掲になりますので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>8ページのほうをお願いします。経営状況の検討結果になります。1ページで設定した基本条件を満たすには、給水収益を25%増やす必要があります。また、起債充当率は建設改良費の25%にする必要があります。</p> <p>9ページになりますが、収益的収支のほうですが、甲田浄水場の除却費用が発生する平成31年度以外は、純利益が発生する見込みです。</p> <p>11ページ、資本的収支、企業債、資金残高のシミュレーション結果となります。企業債残高は、約56億まで増加する見込みです。資金残高は、料</p>

発言者	発言内容
	<p>金収入の1ヶ年分約20億円を確保できるというシミュレーション結果となっています。</p> <p>財政シミュレーションをしたあと、大阪府下の算定料金順位は13位となります。その資料13ページとなります。</p> <p>ここまでが、財政シミュレーションの説明となります。</p>
部会長	一旦切りますか。
事務局	はい。
部会長	今、事務局より財政シミュレーションのお話をいただきましたが、ここまでのところで何かご意見、ご質問ございますでしょうか。
部会員	(意見なし)
部会長	よろしいでしょうか。ここは、前回も確認したところでございますね。
事務局	そうですね、はい。
部会長	はい。では、続けて料金体系、お願いします。
事務局	<p>はい。14ページから、料金体系の検討になります。本市の現行の料金体系についてですが、本市では、基本水量制・逓増制を採用した料金体系となっています。図2.1が示すように、本市で最も調定額の多い水量区分は101m³/月以上であるが、調定件数は最も少ないことが分かります。現行の料金体系は、基本水量、逓増性、基本料金と超過料金の割合等、多量使用者の負担が大きい料金体系となっていると考えます。表2.1では、平成29年度実績から算出した、基本料金と超過料金の割合を示しています。基本料金と超過料金の割合は23.3%と76.7%となっています。算定要領どおりだと、31.7%、68.3%となります。現状の基本料金制、逓増制、基本料金と超過料金の比率からすると、超過料金より回収する収益が大きく、水使用が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招く恐れがある料金体系になっています。</p> <p>15ページ、料金体系の検討の必要性ですが、図2.2が示すように、算定要領どおり、基本水量を「0」と、基本料金と超過料金の比率、逓増制でない単一料金で料金算定を行うと、101m³/月以上の調定額は、現行と比べる</p>

発言者	発言内容
	<p>と 6 割程度減少するという形になりました。算定要領に基づく料金体系と現行の料金体系を比較すると、16 ページの表 2.2 現行の料金体系調定額 ÷ 算定要領に基づく調定額からも分かるように、多量使用者の負担が重く、少量使用者の負担が軽いことが分かります。料金体系を検討するために基本水量、逡増制、基本料金と超過料金の割合に観点を置き、このあと検討を行いました。</p> <p>次、17 ページになります。基本水量についての検討ですが、本市では、基本水量制を採用しています。基本水量制は、設定した一定水量の範囲内での使用に対して従量料金を賦課せず、定額の基本料金のみ負担とする料金設定であります。これは、水道の普及を促進し、公衆衛生の向上を図る目的から導入されましたが、水道水をほとんど使用しない者と、8m³ 使用した者が同じ負担であることは不公平であるという意見もあります。まず、基本水量に対する国等の考え方についてですが、公平性の観点、節水のインセンティブ、動機付け等により、基本水量は見直しされてきたという意見があります。基本料金を見直す場合は、料金の激変を招かないようにバランスに配慮して徐々に解消をする必要があるが、経過的に残すこともやむを得ないという形になっています。</p> <p>18 ページ、他事業体の基本水量の設定状況ですが、平成 29 年 4 月 1 日時点で、大阪府内で基本水量制を導入しているのは 27 自治体、してない自治体は 16 自治体になります。本市と同様に、8m³ としているところが多くなっています。</p> <p>19 ページが、世帯人員別の平均使用量になります。東京都水道局が発表した生活用水実態によると、1 人世帯の場合、1 ヶ月の使用量は 8.2m³ であったという調査データが公表されています。基本水量についてですが、基本水量制を維持し現行どおり 8m³ を基本水量とする場合と、算定要領に則った 0m³ の場合の検討を行うことにしました。</p> <p>20 ページ、逡増制についてです。逡増制についてですが、本市は逡増制を採用しています。逡増制は、使用量が多くなるほど単価が高くなる料金</p>

発言者	発言内容
	<p>設定方法です。水需要が増大していくなか、その需要を抑えるため、また少量使用者の料金を安価に設定するために逓増制が導入されましたが、水需要が減少する現状においては、需要量の減少以上の速さで収入減を招くなど、安定経営のための料金体系とは言い難くなっています。逓増制に対する国等の考え方としては、逓増制からの脱却、穏やかな見直しが求められています。</p> <p>21 ページ、他事業体の従量料金状況については、大阪府下ではすべての事業体で逓増制が採用されている状態です。一方で算定要領では、逓増制の見直しを求められているため、現行どおり逓増制を採用していく場合と、逓増制を廃止する場合の両方を検討することとしました。</p> <p>22 ページ、基本料金と超過料金についての検討ですが、本市の水道料金は二部料金制となっています。水道料金体系の基本的要素である定額料金（基本料金）と超過料金の一つ、もしくは二つの組み合わせによって体系化されています。水道事業は、設備投資に係る費用の割合が大部分を占めている装置産業にもかかわらず、収入の大部分を水量の増減で変動する超過料金で回収している事業体がほとんどであり、水使用減少傾向にある現状においては、水需要以上の速さで収入減を招くことが危惧されています。基本料金と超過料金については、現行の料金体系では、基本料金と超過料金の比率は 23.3%と 76.7%ですが、算定要領に基づく基本料金と超過料金の比率は 31.7%と 68.3%となり、水使用量減少以上の速さで収入減を招く恐れがあるため、算定要領に基づく比率で今回は検討しました。で、今までの 3 項目について検討したものが、表 2.6 料金体系の検討ケース一覧になります。</p> <p>23 ページは、ケース 1 についての検討になります。現行の基本料金と超過料金の単価を 1.25 倍にしてシミュレーションをしたものになります。基本水量、逓増制を採用し、算定要領により算出した基本料金と超過料金の比率にしたものです。算定要領により算出したものより、基本料金と超過料金の比率が、超過料金にかかった料金構造となっており、この構造を引</p>

発言者	発言内容
	<p>き継ぐために、水需要減少以上の速さで収入減を招く恐れがあるパターンになります。表 2.8 から分かるように、多量使用者の負担が重く、少量使用者の負担が軽い状態となっています。</p> <p>25 ページがケース 2 になります。ケース 1 と同様に、基本水量は現状の 8m³ を維持し、逓増制も維持した上で、基本料金と超過料金を算定要領に基づくように設定したものです。算定要領に基づく比率になるように設定したケース 2～4 の案のなかでは、少量使用者への値上げ率は最も低い形になります。また、26 ページ、表 2.10 ケース 2÷算定要領に基づく料金体系調定額についても、基本料金と超過料金を算定要領に基づく比率、32%：68%としたため、ケース 1 よりも改善されている状態です。</p> <p>27 ページはケース 3 になります。ケース 3 は、ケース 1 から逓増制のみを実施し、基本料金は算定要領どおりの 0m³、基本料金と超過料金の比率を算定要領に基づく 36.1：67.9 となるように設定したものです。算定要領に基づく比率になるように設定したケース 2～4 の案のなかでは、少量使用者への値上げ率はケース 2 と比べると高い状態になります。また、28 ページ、表 2.12 ケース 3÷算定要領に基づく料金体系調定額については、ケース 1 やケース 2 よりも改善されている状態になります。</p> <p>29 ページがケース 4 になります。算定要領どおり基本水量「0」、基本料金と超過料金の比率を算定要領に基づく比率 31.7：67.9 とし、逓増制をなくした単一料金とするように設定したものです。算定要領に基づく比率になるように設定したケース 2～4 のなかでは、少量使用者への値上げ率は最も高い状態になります。また、30 ページ、表 2.14 ケース 4÷算定要領に基づく料金体系調定額については、最も改善された状態になります。</p> <p>31 ページが料金体系の目指すべき方向性についてですが、ケース 1 については、少量使用者への負担増は 4 案のなかで最も小さい形になります。多量使用者からの有収水量が減少してしまうと、料金収入が使用量の減少以上になる可能性があるケースです。ケース 4 については、算定要領に基づいた最も理想的な形となり、水道事業として最も目指すべき形になると</p>

発言者	発言内容
	考えます。ケース 2、3 については、現状より算定要領に近づける形に改善する方向に向かったものとなります。以上です。
部会長	それでは、ただいま料金体系の検討について、事務局よりご説明いただきました。ポイントとしては 3 点ほどあるようです。大きくは基本水量制についてどう捉えるか。それから逡増制についてどう考えていくか。それから基本料金と超過料金の比率についてどう捉えるかというようなところを基本にして案を、案といいますか、極端なケースでシミュレーションをされたということですが、この内容について、ご意見ご質問ございましたら、どうぞお願いいたします。
部会員	すみません。素人的な考え方ですけど、この 22 ページの料金体系の検討ケースのときに、ケース分けをされていますが、基本水量 8 or 30m ³ で、超過料金は逡増制ってしますよね。次のケース 3 は基本水量 0m ³ で超過料金を逡増制とする。ケース 4 は基本水量 0m ³ で超過料金を単一制とする。目指すべき方向性は、逡増制の見直しも入っていますよね。そうすると基本水量、このケース 2 っていうのはあくまでも逡増制の見直しはしないことをベースにした話になってしまうじゃないですか。
事務局	そうですね、はい。
部会員	でね、このケース 2、3、4 の設定の仕方が、3 種類しかないのですが、条件が 2 つあるなら 2×2 で 4 つ検討しなくていいのですか。ケースの検討って。あとだって、基本水量 8 or 30m ³ で超過料金単一制っていうのはないですよ、このなかには。それは、検討する必要は全くないのですか。その理由がちょっとよく分からないです。普通に考えたら、条件 2 つ×2 つあったら 4 通りっていうのが、場合の数かなと思ったのですが。
事務局	単一料金の部分が 1 つ足りていないって話ですね。
部会員	あえて落とす理由っていうのは何かあるのかなと思って。そこは、検討の余地なしっていう何か理由があったので、あえて落としているのかなと思ったのですが。
事務局	検討していくなかで順番に基本水量をどうするっていう順番でいったの

発言者	発言内容
	で、基本水量を 0m ³ にしてっていう設定を最初に考えて、そこから基本料金 0m ³ の状態で逡増制っていう形に持っていつているので、そこは入れといっても全然問題ない話ですけど、入っていないです。
部会員	この基本水量を 0m ³ にするっていうのと、たとえばこれ 18 ページに表が載っているじゃないですか。基本水量 0m ³ の市町村と、8m ³ とか 10m ³ とかいろいろあると思いますが、それとたとえば、最初の基本料金の設定の仕方って、何か法則性みたいなものってあるのですか。基本水量が 0m ³ のところのとき、基本料金の設定が高いとか低いとか、別にそこは何もないのですか。
部会員	色々な条件設定があるなら、何でこんなシンプルな 3 つに絞られてしまうのかっていう、読んだときに素朴な疑問を感じたものですから。
事務局	今回、検討しようとしたのが基本水量をどうするかっていう話と、逡増制をどうするかっていう話と、基本料金と超過料金の割合ですね。で、逡増制をどうするかっていうのも、単一制もあれば、その逡増度の傾けをどう落とすかっていうのもあるのですけど。
部会員	色々な組み合わせがあるわけですよ。
事務局	そうですね、いくらでもあると思いますが、単一料金として、基本水量をなくして、基本料金と超過料金の割合をっていうのが最終的に理想的な形になるので、そこに持ってきているっていう形ですが。
事務局	基本水量が 8 or 30m ³ で、単一制を採用しなかった理由として、それを仮に採用してしまうと、ケース 2 に比べてもちろん少量使用者というか、そういうのが多くなっていくと思います。それによって、一応その検討ケースになったはずだっていうふうなところで、今回はこの 4 ケースを検討させていただきました。
部会員	それはもし入れたら、この 31 ページの表でいくと、その今のケース X は、どこに来るのですか。ケース 1 とケース 2 の間ぐらいに来るのですか。ケース 4 の向こうですか。
事務局	ケース 2 とケース 3 の間になるか、ケース 3 とケース 4 の間になるか。

発言者	発言内容
部会長	よろしいですか。
部会員	<p>でも、そのケース X を入れることによって、少量使用者への負担増と多量使用者への負担増というところがね、今これ関係性はすごいはっきりしているじゃないですか。何ていうのか、この矢印の向きが、両方上の段も下の段も一緒ってことを前提にして、これを作ってもらっていたのですよね、たぶん。そこにちょっと逆転現象が起こるとか、そういうことはないのですか。上の段はこうだけど、下の段はこうなるとか、そういうことはないのですか。ケース X を入れたとしても。こんなきれいに少量使用者への負担増も、多量使用者への負担増も、本当に真ん中になるのですか。どちらも。</p> <p>何でそんなんこと言うかっていうと、本当にきれいに並ぶのであれば、省きましたっていうのは分かるのですが、もしそこで逆転現象が起こるのであれば、そこはやっぱりシミュレーションとか組み合わせいかんによっては変わってくるのかなって思ったので、お聞きしたかったのですが。</p>
部会長	今、お話のポイントになっている部分は、基本水量ですか。
部会員	<p>基本水量 8 or 30m³にした上で、超過料金を単一制にした場合に、その評価っていうのは、31 ページのケース 1、ケース 2、ケース 3、ケース 4 でいくと、新たな計算表っていうのはどこの間に入ってくるのですか？ってお聞きしています。それで、ケース 2 とケース 3 の間、もしくはケース 3 とケース 4 の間に入ってくるっていう話だったので、そこに入ってきて、少量使用者への負担増も多量使用者への負担増も矢印が上下でどちらも同じ方向を向いているのであれば、別に省いてもいいよねっていう考え方に賛成できるけれども、もしどちらかで矢印が逆転しますわっていう話になるのであれば、何で省いたの？っていう話にならないですか？って聞いたかったです。</p> <p>ただちょっとこれ、計算していないし、この場ですぐできないので、一旦されたのだったら、矢印はどちらに向いていたのですか？ってお聞きしたい。</p>
事務局	また資料を出します。

発言者	発言内容
部会長	はい、出してもらえますか。
事務局	そうですね、今のお話、確かにそういう疑念がありますので、我々もすぐ計算がすぐに出せないですが、出すことはやぶさかでないのと、基本的にはどこの間になるかっていうとこだけなので、その数字が今おっしゃられるような、どこになるかだけ精査して、それは入れさせていただきます。
部会員	何でそういうことを言ったかっていうと、最初のところには逓増制を見直すべきっていう、しかも緩やかに見直すべきっていうことが国からの考え方であれば、そこはやはり見直しをしてかないといけないっていう方向性になるじゃないですか。
事務局	そうですね。
部会員	ただ、このシミュレーションのなかで持ってきているのは、これまでのとおりの逓増制ですね。そうすると、逓増制の見直しをすべきって言うておきながら、ここのシミュレーションのなかで逓増制は全くいじっていないことになるので、いいのかしら？と思ったので、お聞きしたかったのです。
事務局	一度に逓増制までいくっていうのはちょっと無理があるので、今回は逓増制を触っていないのですが、後々は逓増制も検討していかないとはいけないっていう考え方ではあります。
部会員	そしたら、それをどこかでうたわなくていいのですか。今回はちょっと、こういう理由だから逓増制についてはいじらないというか、現状維持のままですけど。でも、普通に考えたら逓増制自体を見直すべきって言うておきながら、いじらないっていうのは、いかがなものかなっていう気はするのですが。
部会長	ちょっともう1つ、今のご意見に少し関連するかと思うのですが、ケースごとに料金の負担、料金増減率の一覧表を出していただいている、これが非常に分かりやすいかなと思うのですが。例えば、51～100m ³ のところ、大口のところ負担が増えていますよね。この料金改定に伴って、本来、大口のほうが、この一覧表で見れば緑色のほうに振れていくべきはず

発言者	発言内容
	<p>が、一部そうっていないところもあります。こういうところは、料金改定のタイミングで是正するという考え方もあるのかなという気はします。</p> <p>それから、どこを言えばいいのか分からないのですが、件数ごとの富田林市で何 m³ 使っているかという比率は、それぞれ出ている円グラフの件数を追っかけていくしかないのでしょうか。</p>
事務局	件数の表グラフは、ちょっとこれは手を出していますので。
部会長	<p>だから、負担増になる世帯が全体の何%ぐらいになっているかという情報も重要なのではないかなと。今これ、経営の立場からの話ばかりで、収支の調整の観点の議論が中心になっているのですが、どこにどれだけの負担がかかるかという観点がしにくいかなという感じはしますね。おそらく、件数だけで追いかけていくと、30m³までのところで相当いくのですね。すぐに計算できないですけど。</p>
事務局	そうですね。30m ³ で。
事務局	給水ごとの調定は出るみたいなので、ちょっとここに資料はないですが。
部会長	<p>あと、事前の説明のときにもお話を伺いかけたのですが、8m³以下の世帯でも、かなりの件数が実質 0m³とあるのですね。その比率は、今すぐ出ますか。つまり、そこは水を使っていないけど、今回の改定で料金が値上げになっていくことになったのですが。</p>
事務局	資料はあって、出ます。
事務局	次の機会に、はい。
部会員	<p>これ今、笠原先生がおっしゃったみたいに、現行料金体系とケース 2 を比較した表と、現行料金体系とケース 3 を比較した表を見たら、どう見ても、一番下の段の右から 2 番目の層って、どちらも真っ赤なままですよ。ここって、気の毒なことはないですか。</p>
事務局	<p>例えば、25 ページの 288%になっているところですけど、1 件で 2 ヶ月当り 8m³を使っている枠です。それを、単純にこの算定表どおりに計算すると、これだけの比率が上がりますよってなっている結果でございます。</p> <p>それで、元の値段が 4,400 万円ぐらいだったと思うので、現状の料金算定</p>

発言者	発言内容
	表で算出するとこれぐらいになって、今回の検討ケースの算定表に基づいて算出すると、この下の表 2.9 ですが、25 ページだったら、13 万円になっている計算式です。
部会長	件数は少なくとも大量の水を使っておられるところを、今回の改定で、またさらに大きくしていくというのは、今後のことを考えていったときに、それが得策なのかなど。そうですね、そういうところに配慮する必要がないのかなという感じはしますけどね。
事務局	24 ページの表 2.8 の 48% っていうところを見ていただければ分かると思うのですが、ここは本来 100% になるのが理想な料金体系となっていて、現状こういった状態で低くなっているところでごさいます、それをできるだけ 100% に近づけようといったところですので、一応検討結果それぞれ、ケース 2 だと 26 ページに示しています。
部会長	すみません、うまく理解できていないのですが、この調定額のパーセンテージというのは、何と何の比率を表していることになるのでしょうか。
事務局	調定額の比率のパーセンテージとなります。
部会長	調定額。
部会長	例えば、表 2.8 のなかに記載されているこの比率、本来すべての区画で 100% ということ。
事務局	これはケース 1 の場合の各調定額に対して、本来、算定要領に基づく料金体系調定額っていうのがケース 4 の各調定額になると思うのですが、これとどれだけかけ離れているかっていったらあれですけど、本来 100% であるところをどれだけ最低ラインを越えているかということを示しております。
事務局	ケース 1 は単純に 1.25 倍しているので、ケース 1 が現状というふうに考えると、現状が理想形と比較して、どれぐらいの料金を負担しているか、というものを表したのが表 2.8 です。
部会長	給水にかかっている原価に対して、どれだけかけ離れているかという比率という見方でいいですね。

発言者	発言内容
事務局	そうですね。ですから、理想はすべての負担が 100%になることが理想です。ただ、小口の分野がやはり 50%、48%とか負担が低くて、大口のユーザーが赤い部分が多い、負担が大きいというのが現状ですね。
部会長	51~100m ³ で口径の大きなところで、このウエイトが高いのは単純に今の比率で計算したら、100%近くにあってきたということなのか、100%に合うようにここだけ無理やり引き上げたようなシミュレーションしたということなのか、どちらですか。
事務局	無理やりではないです。
部会長	この法則に従って計算すると、結果的にこうなると。 ただ、料金の上がり方だけで考えると、相当大きな額になりますよね、ここの利用者の方からすると。大口の場合、例えばそれこそ地下水のほうに移るとということにもなりかねないことにはならないでしょうか。
部会員	これ比率と絶対金額というところで、例えば 100 円が 200 円になって 2 倍ですけど、プラス 100 円ですという言い方があると思いますけど。 150mm の 51~100m ³ の真っ赤になっている所、例えば 288% になって 3 倍近くになるということですけど、金額でいうといくらがいくらになるのですか。
事務局	4 万 5 千円ですね。
部会員	25 ページでは、4 万 5 千円が 13 万円になるということですか。 これは、単価になるのですか。
事務局	調定額です。
部会員	調定額。
事務局	料金です。
部会員	料金ですね。4 万 5 千円をお支払いなのが、このように変えたらこの人は 13 万円になってしまうということですか。
事務局	ケース 1 は現在の料金体系のまま 1.25 倍したもので、これと比べると、4 万 5 千円が 13 万 1 千円になる。
部会員	それは、一ヵ月の話ですか。すごい金額ですね。

発言者	発言内容
部会長	それは大きいですね。
部会員	料金で言ったら、びっくりされますわね、これだけ上がると。
事務局	この辺りも割合で今出しているんで、その辺も考えて、そのバランスでということも。
部会員	ということになるのですね。
事務局	もちろんできますので、その辺も考慮していけばいいかなというふうに。
部会長	これをそのままというわけにはいかないのですよね。
副部会長	逡増制のところでも少し気になったのは、逡増制をなくす方向で、と言っていますけど、逡増制があるのは、ある意味節水を促すという目的があると思うのですが、その辺は考慮しなくても良いのですか。
事務局	確かに、逡増制を導入したときは、水不足があって水の使用量を落としていきたいと思いますという考え方と、水の使用量を落とすことによって大きな投資をしなくて良いという観点があったので、逡増制を入れています。今は、水に関しての心配もなく、更新や大規模な開発自体もなくなっているので、逡増制についてはなくす方向でも問題はないのかなとは考えています。
副部会長	もう十分に節水ができていますので、これ以上節水されると困るといいますか。
部会長	あと、実質的に節水の方向に動くのではなくて、使用する水は同じだけど、富田林市の水道水をやめて地下水から取るという話になってしまうわけですね。
事務局	富田林市にそこまで大きな企業がないので、地下水に逃げるという可能性は少ないかなと思っているのですが、普通で考えるとそうですね。
部会長	総務省の大きな流れとしては逡増制に話はいきますけども、最終的に、受益者のどこの層にどういう負担の求め方をしていくかというところは、それぞれの事業体で考えがあってもいいのではないのかなという感じはします。大口に配慮すべき事情を抱えておられるのか、あるいはもっと、例えば子育て世帯が多いようなところに、もう少し優しくするような体系を取るべきかと。そういうところは、こういう料金がどれぐらい上がって

発言者	発言内容
	<p>くかというようなところをよく見る必要があるかなというふうに思いますね。単に、最終的に調定率がすべてで 100%になるというところだけを見すぎるのではなくて、そういう観点で検討が必要かなと思いますね。</p>
部会員	<p>本市は、今さら企業や工場が来てくれなくてもいいわ、という話になるのですか。それとも、積極的に企業や工場を誘致したい、企業団地をもっと活性化したいという方針にも関わってくる話だと思うのですが、その辺はいかがですかね。だって、小口の料金を上げたら子育て世帯には優しくないから、家族層は引っ越してきてくれませんか。でも片一方で、家族が来ないなら企業にいっぱい来てもらったらいいいといっても、なかなか企業が引っ越ししようと思っても、一朝一夕の話ではないというのは分かるのですが、もし、水道料金が格安ですよというのと、あそこの市町村は高いとなったときに、水をたくさん使うような企業はまず来てくれませんか。大口使用者に対しては水道料金が高いですとか。その辺は全然考えなくてもいいのですか。本市はもうそこら辺は、企業団地も満杯だから、もういないという話になるのかな、どうですか。</p>
事務局	<p>今回のシミュレーションのなかに、それは全く考慮されていません。水道事業経営をどうしていくという感覚でしかありません。</p>
部会員	<p>ないですよ。だから、水の利用を促進するにあたって、一般家庭がターゲットなのか、それとも大口使用者にもっと使ってくださいよという話なのか、どっちなのかなと思ったのですが。</p>
事務局	<p>考え方としては、小口の方に負担をしていただかないと、どんどん水使用が減っていくなかでは、というのが考え方になってきていると思います。だから、今回の考え方でも、小口の方に負担を強いる形にはなりますが、それをこのケース 4 みたいに一足飛びにいかないで、徐々に負担をお願いするという形の料金の体系の変更という形に持っていくべきなのだろうという形です。</p>
部会員	<p>そうすると、各自治体によって基本料金の考え方と基本水量の考え方と逓増制の考え方はばらばらじゃないですか。</p>

発言者	発言内容
事務局	ばらばらですね、はい。
部会員	これは各自治体の皆さんが、自分のところの利用者の状況を見たときに、一番有利な状態にしたらかう変わってくるのですか。これが理想とか、かくあるべきみたいなものはないのですか。なぜ、これだけバラバラなのかなと思ったのですが。だから、例えば本市でも、基本水量が 0m ³ だけど基本料金が高いところはいくらでもあるじゃないですか。
部会員	そこら辺は、逆に基本水量を 0m ³ にしても、基本料金で賄えたらいいじゃないかと思えなくもないですけど。市民さんが納得してお金を払ってくれて、実質水道料金もたくさんもらえて、というそんな都合のいいことは難しいですかね。
事務局	水を使っていなくても、そのところまでは水が使える状態で持っているんで、基本水量 0m ³ でも基本料金 0 円というのはないですよ。
部会員	そうなの。
事務局	基本水量 0m ³ というのは、パラメーターは生きているので、ここまでは使っても一緒っていうのはないので、1m ³ 使えば 1、2m ³ 使えば 2、3m ³ 使えば 3 っていうふうにパラメーター 2 つ、基本料金と、水の使った量だけ。使わなかったら基本料金だけですよというふうな。パラメーターが 2 つなので、そのほうが計算的には絶対楽で、富田林市のほうは、基本水量っていうのが入っている分複雑になります。パラメーターが 3 つになりますからね。
部会長	料金体系をシンプルに、ということですよ。まあ、確かに合理的ですよ。
部会員	将来的にまた、暫定的に上げていくとか、いろいろ変えていくとなったときに、その度ごとにシステムを組み変えないといけなくならないですか。システムというか、その料金計算とかをする。
事務局	基本水量をどうする、とかの話のときは変わってきますね。
部会員	そのときに、今シンプルにしておいたほうが、将来そのシステムにかかるお金も少なくて済むってことはないですか。

発言者	発言内容
事務局	多少費用はかかります。全体に比べたら、非常に小さい額ですね、計算式を変えるだけですからね。
部会長	料金の増減率というか、この表の区分けのなかで、口径別と水量区分で取っていますけど、一番のボリュームゾーンはどの辺になるのでしょうか。小口径と水量。ほとんどの方は、左上のほうに寄っている感じなのですか。
事務局	13mm、20mm っていうのは、一般家庭が 13mm、20mm ですね。
事務局	だから、一般家庭で 40mm のものはあまりありませんから、まあ 13mm と 20mm というのが、一般家庭になります。
部会長	13mm、20mm で、水量として 30m ³ 、40m ³ 。
事務局	そうですね、40m ³ ぐらいまでというのが。
部会長	40m ³ 以下で、全体の大部分を占める感じですか。
事務局	そうですね、たぶん 8 割とかになりますね。
部会長	8 割。
事務局	大きい企業さんは、口径の大きいところになります。一般家庭と言ったら通常 13mm か 20mm、25mm ですから、この辺でほとんど一般家庭が収まってきますね。
部会長	全体的な激変を見ようと思うと、その辺に少し注視しながら、大きく変わるようなものを回避しながら検討していく一方で、件数は少なくとも水の使用量が大きいところは、ちょっとあまりにも大きくそこも変化しすぎると、水の使用量自体に影響が出てくる可能性がありますね。
部会員	たしかに、ケース 2 とケース 4 の円グラフを比べると全然違いますよね、占める割合がね。
部会員	この紫までのところが、結局のところ一般家庭の 40mm 以下ってことですよね。40m ³ 以下になっていますかね。
部会員	このグラフでいくと、紫までのところが一般家庭ぐらいなのではないでしょうか。
事務局	使用量でいうとって話ですね。
部会員	さっきボリュームゾーンが口径は 13mm と 20mm で、家族 1 人当たり 8m ³ だったから、40m ³ ぐらいまでですわってということだったのですが、実

発言者	発言内容
	際問題、何人家族のところが多いですか。
事務局	家族構成によりますけど、たとえば4人家族でも使い方によってまちまちになるので、何人家族だったらこれぐらいってというのは。
部会員	それはいいのですが、何 m ³ のところが一般的というか代表的なところになるのですか。40m ³ だと、8m ³ ×5人ですよ。
事務局	4人ぐらいになってくるのかと。
部会員	では、たとえば25ページの表で、13mmの人で、一番上の21~30m ³ のところだと124%になっていますが、これだと、先ほどの1件だったから分かりやすかった4万5千円が13万円になります、だったのですが、これだと沢山いらっしゃるから、たとえば21~30m ³ だったら9,000万円いらっしゃいますよね、金額的に言うと。それなら、1件当たりの請求書が来たときに、125%だったら、いくらがいくらになりますか、この辺の方たちは。たとえば、1万円が120%と言ったら、1万2,500円という話ですよ。
事務局	23ページの、40mm未満がそれにあたります。
部会員	ああ、これで見れば分かりますね。では、4,600円で826円アップになっているから3,000円引いたら3,800円ぐらいなのが、4,600円上がりますよ、ということですかね。ああ、これ3,852円がベースだから、これで上り額が分かるということか。なので、これが何%、ということですよ。33ページで一番左側が現行で。
事務局	現行ですね、はい。
部会員	その比率は、ここで導きだされているわけですね。ああ、これぐらいの値上げ感なのですね、金額で言ったら。その比率は、ここで導きだされているわけですね、ああ、これぐらいの値上げ感なのですね。
部会長	これ1ヵ月当たりですね。
事務局	はい。
部会員	ケース3とかの13mm口径の0~8m ³ とかの人やったら230%になるので、どんな感じなのかなと思ってみたのですが、金額的にはこんな感じ。

発言者	発言内容
部会長	最終的にこのレベルの話になってくると、パーセンテージだけじゃなくて、やっぱり金額も考慮に入れないと駄目ですね。
部会員	分かりました。すみません。ありがとうございます。
部会長	先ほども少し出ましたけど、基本料金の範囲内でしか水道料金を払っておられない方で、0m ³ の世帯って結構あるんですね。そういうところの扱いは、今後どうしていくべきだというふうにお考えでしょうか。
事務局	0m ³ って、使っていない人は使っていないのですが、使える状態の水を送っているんで、そこまでの投資はしている話なので、そこは基本水量0m ³ でも基本料金をもって形にはなってくるのかなと思って。
部会長	そこの負担は、住んでおられる方も、住んでおられない世帯も、同一に負担をしていただくべきだというようなスタンスですね。
事務局	はい。
部会長	<p>ケース3ぐらいまでいくと、100m³以上のところが徐々に値下げしても、ちょうど調整がとれるぐらいの体系になっているということからも、かなり現状、大口の利用者がいる、ウエイトがかかるような体系になるということがよく分かったと思います。</p> <p>他に意見、よろしいでしょうか。今、いろいろな観点からのご意見が出たと思いますので、少しまたその辺りを踏まえて、次回の資料の中身の改正の参考にしていただけたらと思います。</p>
事務局	はい、すみません。このケース4っていうのが一番理想的な形っていう話になっているのですが、そこまで一気にいくのは少し難しいかなっていうのが、形的なものなのかなと思うので、このなかで、ケース2が一番そんなに大きな変動を与えないという形になっているので、そこを基準に、次の資料、最終になってくるその資料を作っていくたいかなと思っているのですが、その形にさせてもらってもよろしいですか。
部会長	今の事務局の提案ですが、いかがでしょう。
事務局	理想は理想なのですが、そこまではさすがに無理だとは思いますが、ケース2、ケース3、ケース4、徐々に変更していく方向性っていうの

発言者	発言内容
	<p>はそこで間違いないと思うので、今回はケース 2、小さな 1 歩になりますけど、基本料金と超過料金、そこだけを変えた形で最終を出したいなと思っているのですけど。</p>
<p>部会長</p>	<p>収支の観点からの話、というか調定率というか調定額というか、そういう観点からの話もそうなのですが、実際の負担のかかり方という点で見たときに、この料金改定全体で 25% 上げないといけないというタイミングで、このケース 3 とか 4 というのは、値下げをるところが一部ありますよね。そこまでの対応をするかどうかということですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>でも現状は、それ以上高い設定になっているので、そこまで最終はすべきものなのかなと思うのですけど、今回はそこまではちょっと。</p>
<p>部会長</p>	<p>そうですね。</p>
<p>部会長</p>	<p>このケース 2 のパターンでは、最低が 101% というところがありますけれども、すべての層に対して一応値下りの層は出てこないというような改定方法になるわけですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>かつ、その算定要領の方向に向かっては進んでいるっていうようなのがケース 2 と。</p>
<p>部会長</p>	<p>ただ、そのなかでもその率だけの話ではなくて、金額的に大きく変わりすぎるところについても、少し配慮は必要であると。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。</p>
<p>部会長</p>	<p>ということですが、この辺りについては。</p>
<p>部会員</p>	<p>配慮が必要じゃないかって最初に言ってしまったのですけど、元のところ真っ赤なところは、この料金体系がおかしかったのですかね。ここだけなんかちょっと。</p>
<p>部会員</p>	<p>ちょっとここだけ、件数が小さいのでって話は、ちょっと最初されたと思う、もうちょっと詳しい、なぜこういう形になっているか。</p>
<p>部会員</p>	<p>ここだけ特別な配慮をしたのではないよね。一瞬思ってしまった。</p>
<p>事務局</p>	<p>24 ページの表 2.8 が、今の現行の 1.25 倍された、言ったらそのままの料金表になるので、つまり阪井先生がおっしゃるように、そこが 48% にな</p>

発言者	発言内容
	っているので、たぶん安すぎただけだと思う。
部会員	ですよ。
事務局	はい。それだけだと思います。
部会長	おそらく、今までこんな検討をされてなかったのではないですか。
事務局	していませんかね。
部会長	そうですね。原価と、料金のバランスが取れているかという。 逆に、ここは大口でありながら優遇されていたので、ここの方々が水を どんどん使ってくれていたという側面も。
事務局	そうです。
部会長	ただ、利益にはつながっていなかったもので、ある程度の値上げというか 負担は、するのはいいかと思います。
事務局	要するに、200m ³ までである、これ非常に稀な例。150mm の口径の水道 管を入れながら、月 100m ³ っていうわけですから、ちょっとした、たくさ ん使われるご家庭レベルの量しか使わないけど、150mm が入っているっ ていう非常に稀なケースですね。150mm が入っているところだと、 1,000m ³ や 2,000m ³ は使う予定なので、投資をしてこんな管を入れている。 こういう管を入れながらほとんど水を使ってないという超レアなケースで すね、この件は。
部会員	一件だけですか。
事務局	そうですね。
部会員	これ一件だけですか。こういうの。
事務局	どこか分からないですね。まあ、事業者であることは確かだと思います。
部会員	逆に言ったら、これだけしか使わないなら、こんな太い管を入れる必要 がこの人にはなかったわけですよ。
事務局	基本料も高くなりますし。
事務局	実際大きいメーターがついていて、メーターの口径を下げているところ も多々出てきていますのでね。基本料金が高いということで。工事してで も、そのほうが、毎月支払うお金が少なくなるっていう。

発言者	発言内容
事務局	<p>基本料金、メーター口径で変わったの。40mm 超えると口径が大きくなるごとに基本料金が上がっていきますので、水使わなくても 1 万 3,000 円を払わないといけない口径です。なおかつ 100m³しか使っていないというのは、少し異常と言えれば異常ですよ。だから、たぶん 20mm、一般家庭と同じ口径で十二分にたぶん使えるはずですよ。</p>
部会長	<p>そういえば、大口利用者の基本水量を 30m³と決めていますけど、他の事業体でも基本、大口 30m³というラインはよく使われているのですか。今の基本料金が、やはり基本水量を含んでいるというのもあると思うのですが、かなり高く設定されていることにならないですかね。</p>
部会長	<p>本当は少しこの辺の大口の水需要を少し喚起しようと思うと、この辺の料金体系も少し検討してみてもいいのかも分からないですね。今の高すぎるという動きがあるということなのであれば。</p>
事務局	<p>大口のここの全体で占める割合が、かなり小さかったので検討していません。</p>
部会長	<p>そうか、そこに力を割いても。そういうことですか。そういう意味でも、前回のなかでもボリュームゾーンである一般ご家庭から広く薄く負担をしていただくような体系に長期的には持っていかなざるを得ないと、そういうスタンスですよ。少なくとも、ケース 2 でこれからの水需要の現状かかる経費のバランスと、収益の構造といいますか、その調整を図っている、最低限そういう状態に変更していくということですよ。</p> <p>この考え方についてはどうでしょうか。固定的にかかる費用、それから、水量に変動する分に関してのバランスは、今回の改定で保つように変えたいということですが。大きな方向として逓増度の緩和と、基本水量を削減する方向に持っていくということについては、了解が得られているかなとは思っているんですけども。</p>
事務局	<p>最終的に基本水量がなくなり、逓増制はなくしていったほうがいいということですね。</p>
部会長	<p>富田林市の利用者の分布から考えて、一般のご家庭に広くご負担を求め</p>

発言者	発言内容
	ていくというような形に。
事務局	こう考えたらその部分はってことですね。今回に関しては、そこまで一気に行くのはっていうことがあるので、ケース 2、この。
部会長	ケース 2 にするかどうかは別として、急激に変化することについては、十分に配慮していただく、それもこの改定の率だけで見るとということだけではなくて、金額の観点からも少し踏まえて見ていただくほうが、配慮しながら改定を進めていくというのが望ましいのではないかという感じはいたしますけど。それ、どうでしょうか。
事務局	基本水量と通増制を落としてしまうと、かなり劇的な変動が起こってしまいます。
部会長	そうですね。
事務局	となると、このなかでいくと、ケース 3 やケース 4 というのは、今回はそこまでっていうのは。
部会長	これは極端なケース。
事務局	極端ケースです。
部会長	というところは、共通の認識でいると思いますが。ただ、ベストな形というのは、たとえばこのケース 2 であっても、不備な点が見受けられるかと思imasuので。
事務局	現状のままよりはベターな形にはなる、ということですよ。
部会長	24 ページで、調定額のばらつきが非常に大きな状態をケース 2 のようなシミュレーション結果でも少し緩和される、全体がならされる方向に動いていますので、そういう点ではバランスを取った改定の内容ではないかというふうに思ういますが、これはよろしいですか。
部会員	すみません。先ほども少し指摘したのですが、表 2.15 でケース 1 のところ、1,000m ³ で現行差額が最も大きいことになっていますよね。
事務局	ここも少し訂正が必要です。
部会員	ここで訂正するとしたら、この後ろのほうの 33 ページ以下も、これ全部 1,000m ³ で算出しているの、そこも変えないといけませんよね。

発言者	発言内容
事務局	そうですね。これ、1,000m ³ というのは。
部会員	34 ページも。
事務局	あと、150mm で 1,000m ³ というのも非常に少ない量といたしますかね、通常であれば、150mm を引いて 1,000m ³ っていうのは、先ほどの 150 パイプで 100m ³ も稀ですけど、まだまだもっと大きいのが一般的ですのでね。そこはちょっと。
部会員	その 1,000m ³ ここになってしまうのですよね。一番右端のラインで、右下で取らないと駄目ですよ。それでいったらもっとですよ。どうなるのですか。水量区分でいうと。何で 1,000m ³ にされたのかがよく分からなかったのですけど。
事務局	後半のこの行も変わって、水量変わってきます。ここは、もう一度出してもらいます。
部会員	はい。
部会長	よろしいですか。では、次の議題にいてもよろしいですか。少し休憩入れますか。分かりました。それでは 5 分ほど休憩を挟みます。
	(休憩)
部会長	では、会議を再開したいと思います。引き続き、第 4 回専門部会資料（下水道）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、第 4 回専門部会資料（下水道）に沿って事務局から説明いたします。</p> <p>1 ページは、経営状況の検討（財政シミュレーション）になります。推計期間は平成 31 年度から平成 40 年度における下水道事業の経営の状況の将来見通しを検討していくという形になります。基本条件としては、推計期間で黒字経営、資金残高は平成 40 年度において使用料収入の 1 ヶ年分程度を確保する、経費回収率は 100%以上とする、という形になります。</p> <p>4 ページまでが推計条件になります。なお、本シミュレーションにおいては、一般会計の繰入金は、独立採算で事業経営を行うため基準内繰入のみとし、起債充当率は建設改良費から補助金、負担金を控除した額の 95%</p>

発言者	発言内容
	<p>としております。2～4 ページまでは、第 2 回部会の資料再掲になるので、説明は割愛させていただきます。</p> <p>5 ページになりまして、経営状況の検討結果になります。1 ページで設定した基本条件を満たし、独立採算による下水道事業運営をしていくためには、31%の使用料収入を増やす必要があります。起債充当率のほうは、建設改良費から補助金、負担金を控除した額の 95%になります。</p> <p>6 ページ、資本的収支は、使用料収入の 31%プラスで、継続して純利益が発生する形になります。</p> <p>7 ページ、企業債残高については、減少していく見通しになります。</p> <p>8 ページ、資金残高については、平成 40 年度には、使用料収入は 1 ヶ年分程度確保できる見通しになっています。</p> <p>10 ページのほうをお願いします。31%の使用料収入を増やした場合は、以下の順位になります。シミュレーション後、大阪府下での算定順位は 1 位となりますが、他市町村では基準外繰入で収支均衡を図っている団体があると考えられるため、他市町村の使用料は本来負担すべき金額より抑えられている可能性がありますので、単純比較はできないものと考えています。ここまでが、経営状況と財政シミュレーションになります。</p>
部会長	<p>ただいま、事務局より経営状況の検討（財政シミュレーション）についてご説明願いました。ここまでのところで、ご意見・ご質問はございますでしょうか。</p>
部会員	<p>（意見なし）</p>
部会長	<p>よろしいでしょうか。これも、前回の反復になるかと思いますので、続いて使用料体系の検討についてお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、使用料体系の検討、11 ページになります。（1）本市の現行の使用料体系についてですが、本市は基本水量制・累進制を採用した使用料体系になっています。1 ヶ月で 8m³までが基本水量、基本使用料となり、8m³以上が従量使用料になります。図 2.1 が示すように、本市で最も調定額の多い水量区分は 101m³/月～であります。調定件数が最も少ないこ</p>

発言者	発言内容
	<p>とが分かります。現行の料金体系は多量使用者の負担が大きい料金体系になっているものと考えられます。表 2.1 では、平成 29 年度実績から算出した基本使用料と従量使用料の割合を示しています。基本使用料と従量使用料の割合は 27.1%と 72.9%になっています。これは、標準的な基本使用料と従量使用料と同じ形になっています。</p> <p>12 ページ、使用料体系の検討の必要性についてですが、使用料算定の考え方に基づく標準的な使用料体系、基本水量 0m³、標準的な比率による基本水量と従量使用料、累進制のない単一料金で使用料算定を行うと、101m³ /月～の調定額は現行と比べて、6 割程度減少するという形になりました。標準的な使用料体系に基づく使用料と、現行使用料とを比較すると、表 2.2 現行割合÷標準割合からは、多量使用者の負担が重く、少量使用者の負担が軽いということが分かります。現行の使用料体系は、基本使用料と従量使用料の比率においては、標準使用料体系と同じですが、基本水量・累進制の部分で、多量使用者に負担を強いている体系であり、使用水量の減少傾向があるなかで、安定経営を維持するためには使用料体系を検討していく必要があります。使用料体系を検討するために、基本使用料、累進制、基本使用料と従量使用料の比率に観点を置き検討を行いました。</p> <p>次、13 ページになりまして、基本水量制についての検討ですが、本市では基本水量制を採用しています。基本水量制は設定した一定の水量の範囲での使用量に対して、従量料金を賦課せず、定額の基本料のみの負担とする使用料設定方法であります。これは、日常生活の上で最低限必要なナショナル・ミニマムとしての排水量を考慮するために行われるものであります。しかしながら、基本水量に満たないものは不公平であるという意見もあり、基本水量を設定するかしないかは、各地方公共団体が実態を踏まえて検討すべきものとなっています。</p> <p>14 ページ、他事業体の基本水量の設定状況ですが、平成 30 年度で、大阪府内で基本水量制を導入しているのは 28 事業体、していないのが 15 事業体になります。本市と同様に、8m³としている事業体が多くなっていま</p>

発言者	発言内容
	<p>す。</p> <p>15 ページ、世帯人員別平均使用量です。これは先ほど水道でもありましたが、東京都水道局が発表した生活用水実態の調査によると、世帯当たりの場合の1ヵ月の使用量は8.2m³であったという調査データが公表されています。4 基本水量についてですけど、基本水量を維持し現行どおり 8m³を基本水量とする場合と、算定要領に沿った 0m³の場合の検討を行っています。</p> <p>それと 16 ページ。累進使用料制についてですが、本市では累進使用料制を採用しています。累進使用料制とは、大口需要家の需要変動のリスクに対応するコストを調整・配賦するという意味から、使用量の増加に応じて、使用料単価が高くなるという使用料体系のことを言います。</p> <p>17 ページ、他事業体の従量使用料の状況。大阪府下での累進制の現状が示されています。すべての事業体で累進性が採用されています。次、従量料金についてですが、大阪府下すべての事業体で累進制が採用されています。一方で、累進制は世相に整合していないという意見もあります。従って現行どおり、累進制を採用していく場合と、累進制を廃止し、単一料金制とする場合も検討を行いました。</p> <p>18 ページ、基本料金と従量使用料についての検討になります。本市の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料の二部制となっています。経営の安定を確保するために、基本使用料と従量使用料とすることが有効であると考えられます。基本料金と従量料金の比率については、平成 29 年度実績から算出したものと、使用料算定の考え方に基づく考え方で同じであることから、この比率で使用料体系の検討を行いました。18 ページの表 2.6 使用料体系の検討ケースの一覧になります。この検討ケースに基づいて、19 ページ以降で検討をしています。</p> <p>まず 19 ページ、ケース 1 の検討になります。基本水量制・累進制を採用し、基本料金と従量料金の比率は、標準的な比率と現状の比率は同じであるため、27.1%と 72.9%としています。現行の基本料金体系と基本使用</p>

発言者	発言内容
	<p>料の単価を 1.31 倍してシミュレーションしたものになります。基本使用料、累進制のため、料金算定要領により算出したものに、使用量減少以上の速さで収入減を招く可能性があります。また表 2.8 が示すように、多量使用者の負担が重く、少量使用者への負担が軽い状態になっています。</p> <p>20 ページは、ケース 2 になります。基本水量 0m³、基本料金と従量料金の比率は、27.1 : 72.9%とした案で、累進制は現状のままです。基本水量を 0m³にすることで、より一層少量使用者の負担の適正化を図ろうとしたものですが、表 2.9 現行とケース 2 を比較した水量区分の使用料増減率が示すように、多量使用者の負担分を軽減し、少量使用者に負担を求めるといことにしているため、水量が小さくなるほど現行からの使用料増減率は高くなります。表 2.10 標準的な使用料体系に対するケース 2 の調定割合を示しています。ケース 1 に比べ、多量使用者の数値が減少し、少量使用者の数値が増加しており、使用料算定の考え方の方向に沿って改善されている形になります。</p> <p>21 ページがケース 3 になります。基本使用料が 0m³、基本使用料と従量使用料の比率は標準的な 27.1%と 72.9%、累進制をなくし、単一料金とするように設定したものです。従量使用者の値上げ率は最も高くなりますが、使用料算定の考え方どおりに改善された形となっております。</p> <p>22 ページ、料金体系の目指すべき方向性の考察になります。方向性という観点から検証を行いました。ケース 1 は、少量使用者の負担増は 3 案のなかで最も小さく、多量使用者へ負担が 3 案のなかで一番大きい形の分になります。現状との変更はないので、方向性としては、“×”という形になっています。水道でいうと、先ほどケース 2 が該当するパターンになっています。ケース 3 については、使用料算定の考え方に基づいた最も理想的な形と言えます。下水道事業として最も目指すべき形になります。先ほどの水道でいうと、ケース 4 に当たります。ケース 2 については、現状より使用料算定の考え方に近づける形に基本していますので、基本水量 0m³にしていますので、改善する方向に向かっているという意味で、水道でいう</p>

発言者	発言内容
	とケース 3 という形と同じになるものです。以上が使用料体系の検討になります。
部会長	<p>はい。ただいま事務局よりご説明いただきました使用料体系について、3つのケースでシミュレーションを出してこられました。この内容について、ご意見、ご質問ございましたらお願いします。</p> <p>あるいは、シミュレーションの内容について、追加で説明をしていただくようなことでもいいかと思います。</p>
部会員	すみません。これ、ケース 2 とケース 3 は 0m ³ でも最低の 983 円は払っていただくという基本料金制と一緒にということですか。
事務局	基本水量を落としているのですね、ケース 2 のほうは。だから 0m ³ で 983 円なのですけど、8m ³ だと 1,823 円。
事務局	たとえば、23 ページのほうを見ていただいたら分かるかと思うのですが、使用水量が 5m ³ だとしたら、ケース 1 が 983 円になるのですけど、ケース 2 に関しては、5m ³ で 1,508 円。105 円×5m ³ 分と 983 円。
事務局	0m ³ のときだけ言われている話になるのですか。
部会員	だから、0m ³ でも 983 円はかかるっていう話。
事務局	基本料金っていうのはそのまま。基本水量はなくなる。0m ³ 。
部会員	ですね。だから基本料金っていう発想は変わらない。
事務局	変わらない。
事務局	そうです。基本水量っていう発想が。
部会員	がなくなって、基本料金に変わる、っていう、ですよね。
事務局	基本料金のみ。
部会員	になる。
部会長	これ、だから、全員 8m ³ 分を全員が払わないといけなくなるということですか。
事務局	基本水量がなくなると、ですね。
部会長	小口だけじゃなくて、大口の人も 8m ³ 分は余計に払わないといけなく、余計というか、今まで基本料金に含まれていたなかの。

発言者	発言内容
部会員	そうなのですか。8m ³ になったら983円は。
部会員	0m ³ でも983円で、8m ³ 使ったらそれにプラス105円×8m ³ の分を払わないといけないのですよね。
事務局	そうですね。今まではそれが、8m ³ までは基本水量だった。
部会長	ああ、そうか。
部会長	これ、料金が1m ³ から始まるからですね。
事務局	そうですね。
副部会長	汚水量の区分で、1~20m ³ で、これを10m ³ 刻みにしなかった理由って何かあるのですか。
事務局	6段階で区切っているの、1~20m ³ になっているのだと思いますけど。この6段階っていうのが、別にすべてではないので。
副部会長	じゃあ、1~20m ³ っていうのが一番多いのですか。使用量というか、ボリュームゾーン。
部会長	件数的には。
事務局	水道と一緒に。
事務局	水道と一緒にですよ。
事務局	だいたい水道と一緒にですよ。100%っていうと語弊があるので。
部会長	下水道の場合は、規模による違いという概念は持ち込む必要はないのですか。
事務局	口径による違いというのは、下水道にはないですね。
事務局	口径の違いはないです。
部会長	ではなくて、実際の運営面から考えて、大きいというだけで、余計なコストを払っているということはないのでしょうか。メンテナンスとか。 水道で口径別を導入する理由としてよく言われるのは、そういうことです。施設として、あるだけでも、ちょっとそこ、それなりに負担してもらった必要があるという。
事務局	水道だと圧力をかけて送ったり、配水池を作ったりっていう、その辺ですよ。

発言者	発言内容
事務局	下水は計画上、面積当たりで計画汚水量を算定していきまして、それで口径を決めていますので。どの部分だから口径が大きくなるということは、特段ないです。
事務局	資料のなかでは、16 ページに累進制の基本的な考え方として 2 つ示されています。ですから、水道とは切り口が少し違うのですが、変動が大きいがために、対象経費は大量排水のほうが多くなる傾向があるというのは、状況としてはあって。それが、排水量の多いほうが、料金が高くなっている理由として示されています。
事務局	柵のサイズって、基本的にほとんど一緒なのですか。
事務局	基本、一緒です。
事務局	水道の場合は、浄水場とか施設を持ってられるのですが、下水道に限っては、富田林市のなかには処理施設はなくて、大阪府で管轄している流域処理場に持って行って処理しているようなところが、まずあります。それに併せて、ポンプ場とかもありませんので、あくまでも流域幹線に持っていく管だけですべてが成り立っているのです、そこに大口の使用が何か施設を作って、特別富田林市のなかの処理施設のなかでお金を大口が払っているとか、そういう概念が水道とは少し違ってないです。ですので、あくまでも、持っていくパイプそのものだけで、流量すべてを配分しているので、そういう概念がないってところかと思います。だから、水道とはその辺の意味合いが違うのかなと思います。
部会長	大口がただ 1 件あれば、本来引かなくてもいいような大きなパイプを入れるとかがあってということにならないのですか。
事務局	特段、そういうところはないですね。
部会長	ここでいうシミュレーションで出てきているケース 3 というのは、理想的な形だという解釈でいいわけですか。すべてが等しく、基本料金も等しい基本料金で、件数当たりで、規模に関係なく同じ基本料金で。それで、排出する水量に応じて一律の単価をかけるという形が最も理想的だという、そういう解釈で下水道のほうはいいという。水道はそこまでやってし

発言者	発言内容
	<p>まうと、逆に不公平だという解釈ですね。固定的にかかる費用も均等に世帯数で分配するのではなくて、大きい、小さいで少しウエイトをかけないと不公平だという解釈が、一応なさっているわけですよ。それが正しいかどうか、また、分かりませんが。いずれにしてもこれ、極端なシミュレーションのパターンですので。</p>
部会員	<p>言葉の遣い方ですけど、20 ページのケース 2 のところで、0m³ のときに基本使用料 983 円で書いてある。これは言い方として、基本使用料で言い方が正しい、基本料金が正しいのですか。</p>
事務局	<p>水道は、料金という表現をします。</p>
事務局	<p>全部、水道は料金という表現している。下水は使用料という言い方。だから、下水道のなかは全部、お金に関する分は使用料金という表現しますし。そこが少しややこしいんですけど。使用料という表現を使うのが下水になります。</p>
部会員	<p>じゃあ、この下水の巻には基本料金という単語は出てこないって考えていいですね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
部会員	<p>そうすると、101m³以上のところ 250 円ってなっているじゃないですか、1m³ 当たり。これは、比較した場合には 100% って書いてあるけど、厳密に言ったら 983 円分は絶対多いよね。高くなるよね。どこまでいっても。その考え方ですね。983 円分は絶対高いよね。</p>
事務局	<p>今と比較すると。</p>
部会員	<p>本当は 101% から 100.何% かもしれないけど。全く一緒の 100% ってことはないですよ。理屈の上では、常に。だって 983 円は常にプラス α でしょ。</p>
事務局	<p>現状は、基本水量が 0~8m³ あったので。</p>
部会員	<p>現状はね。だけど、たとえば 101m³ 以上の人が、現行ケースとケース 2 を比較した場合には、これ 101m³ 以上のところは 100% になっているけど、これはたぶん、小さい数字だから切っただけのことであって、100% って</p>

発言者	発言内容
	ことはあり得ないよね。
事務局	先ほどの 20 ページの、表 2.9 の 101m ³ 以上が 100%っていう数字ですけども、確かにおっしゃられるように、基本使用料分の 983 円っていうのが、その分大きくなりますので。実際の表示上は 100%で書いているのですが、小数点を加えると、100.いくらっていう数字になります。
部会員	すみません。今さらなのですが、上水的时候には、逡増制を逆に見直さないといかんと。急にやったらやり過ぎだから、逡増制も一部入れてっていう話で。逡増制は見直すべきだっていう国の指針があるから、それに則ってやるから、逡増制はやめたほうがいいけど、それだと極端なことになるから、間をとって、ケース 2 か 3 という話だったと思うのですが。下水の場合、これを見ていたら逡増制という言葉が累進制に変わったって、意味はそんなに変わらないと思うのですが。累進制のほうが割と合理性があるというような書きぶりで、累進制を脱却、あるいは改める方向の指示というのは特にないのですか。
事務局	下水のほうはないのですが、算定の考え方で、水道使用料算定の考え方でいくと、単一にしなさいというのが出てきているので。
部会員	単一にしなさいってやっぱり、どこかで出てきているのですか。
事務局	ケース 3 でちょっと書かせてもらっているのですが。そこまで、基本はしなさいという方向性は出てないっていう話かなと思うのですが。
部会員	やっぱり、望ましいのは単一制のほうが望ましいという考えは、根底にあるからこれにした。
事務局	そうですね。
事務局	22 ページのケース 3 が理想的というか、水道でいう 4、5 のケースです。
部会員	先ほど、水道的时候には 0m ³ のお家があるっていう話があったじゃないですか。下水の場合も、水道が 0m ³ だったら下水も 0m ³ なのですか。
事務局	0m ³ です。基本的には。水道の使われた分で、下水の使われた分ってみなしていますので。下水ってメーターが付いていない。ですから、水道を、

発言者	発言内容
	あるご家庭が 10m ³ 使えば、下水も 10m ³ 、20m ³ 使えば下水も 20m ³ 。
部会員	何が言いたかったかというのと、そうすると、この 0～8m ³ って言い方をしているけど、0m ³ の人はどこまでいっても 750 円が 983 円に変わるだけでしょ。
事務局	そうです。
部会員	そうすると、これって 190% じゃないよなと思って。厳密に言うとな。
事務局	ああ、0m ³ の人だけを出してくると、そうですね。
部会員	0m ³ のご家庭って、それなりにあるのですか。
事務局	0～8m ³ というのは調べてみますけど、資料は出ませんが、かなり多いのですよ。0～8m ³ までの。
部会員	0～8m ³ はあると思うけど、本当に 0m ³ のお家ってそのなかに。
事務局	0～8m ³ という区別のなかで、0m ³ が一番多くて、すって上がるような形のグラフになったので。
部会員	0m ³ はそれなりの。
事務局	いらっしやいました。
副部長	空き家ですか。住んでいるのですか。
事務局	そこまでの確認は取っていないですけど。普通に住んでいたら 0m ³ というのはあり得ないかなと思います。空き家なのか、たまに来るだけなのか、その辺は分からないですけど。
事務局	1～2 ヶ月に 1 回帰ってくる人とかでしたら、閉栓せずに、そのまま使用のままにしているのです。
部長	閉栓は自ら届けないといけないのですね。
事務局	そうです。富田林市でしたら電話でいけるのですけど。その辺も面倒くさいとかでしたら、このまま。口座引き落としとかでしたら、あまり、そういうところ何もしないで、勝手に落ちていくって。払っている感覚ももしかしたら、そんなにないのかもしれない。
部長	そもそも 8m ³ 以下の件数の割合が何% ぐらいでしたか。1 割ぐらいある計算になるのでしょうか。

発言者	発言内容
事務局	25%ぐらいです。
部会長	4 件に 1 件が基本料金以内で済んでいるのですか。
事務局	そうですね。
部会長	そのなかで 0%、半分はないですね。
事務局	半分はいかないと思います。
部会長	半分はいかないですね。
事務局	結構、多かったのだけは覚えているのですけど。
部会長	4 件に 1 件が基本料金以下っていうの大きいですね。
事務局	基本水量なので、1 ヶ月 8m ³ とか。2 ヶ月 16m ³ 。1 人暮らしだったら、十分暮らしていける範囲なので。空き家っていうニュアンスではないと思うのですけど。
部会長	そのなかでも 0m ³ っていうのは、相当数あります。
事務局	完全な空き家だったら、おそらく閉栓されるのでしょうか。1 ヶ月ぶりに帰ろうってするときに、事前に開栓してくださいと。電気も一緒ですわ、全部。事前に連絡したら、今の時代ですからしてくれるのですけど。そうしておかないと、水も電気も何もかも、ガスも全部出ないので、帰って部屋に入ってもどうしようもない状態なので。そういう方はなかなか、その都度その都度、月に 1 度しかそこに帰らないっていうときだったら、たぶん普通だったらそのままつながった状態に、電気もつくし、水も出るしという状態っていうのも結構あると思います。
部会員	22 ページの文章の表記ですけど。間違いじゃないかなと思うのが、(7) のところで説明がケース 1 はこうです、ケース 2 はこうです、ケース 3 はこうですってあるのですけど。ケース 3 のところで、「ケース 3 と同様に」ってあるのですけど、これ「ケース 2 と同様に」ではないでしょうか。ケース 2 と同じで、多量使用者に比重を置いた現状からは脱却できるから“○”ですってということだと思うので。事前の資料にはケース 2 になっているのですけど、ケース 3 に直っているような。
事務局	間違っております。

発言者	発言内容
部会員	そうですね。
部会員	すみません。こだわらうで申し訳ないですけど、20 ページの表 2.9 ですけど。これ 0～8m ³ が対現行比 190% ってますけど、先ほども少し言ったみたいに 0m ³ の人は 750 円が 983 円になるわけだから、190% ではないじゃないですか。で、1～8m ³ の人っていうのは、もともとの基本料金の 983 円に 105 円×使った m ³ 数になるわけだから、この 190% って平均ですかね。この数字、どこから来たのかなと思って。
事務局	総額です。
部会員	総額になる。だから、え、総額。
事務局	加重平均。
部会員	この総額っていうのは。
事務局	0～8m ³ 使われた方の改定する前と改定するあとの、使用料収入。
部会員	ってことは、これは平均ではないよね。総額だよ。だから、市としての総額。0～8m ³ の区分の収入が 190% 増えますよっていう趣旨であって、個々の人の料金ではないのですよね。でも分からないのと違いますか。ぱっと見たとき、普通は 0～8m ³ の区分の人が、自分の負担すべき料金が 190% 上がるって思ってしまうじゃないですか。そういうふうに、使用料増減額っていうのは、使用料収入増減率だよ、ここ。
事務局	そうですね、はい。
部会員	使用料じゃなくて、使用料収入だよ。市としての。
部会員	っていう話だよ。そうすると、今まで使ってきた、先ほどの上水道も含めて全部使用料、個々人の使用料じゃなくって、市としてのこの区分での。
事務局	料金収入。
部会員	料金収入って発想になるのですよね。全部の表がそうなるのですよね。そうしたら、そこはやっぱり使用料収入かなにかに、ちょっと一言付け加えたほうが良くないですか。あくまでも 1 人 1 人の負担のことを考えているのじゃなくて、その区分における使用料収入が比較したらこれだけ増える

発言者	発言内容
	<p>ってことであって。個々の人に分けたら、もっと違ってくるよって話ですよね。</p>
事務局	<p>当然、1m³の人と2m³の人と3m³の人で率が違って、変わってきます。</p>
部会員	<p>一瞬、平均かなと思ったけど、平均でもないのですよね。</p> <p>これ、すみません。そうしたら、ケース2もケース3も従量使用料の比率、基本水量、累進制もしくは単一制っていうのはいいのですが、要はトータルで31%増収が図れるようなものをシミュレーションしましたっていうことになるのですよね。ただ、その31%増減するに当たって、たとえばケース2だったら、1~20m³は105円であるとか、次は125円とかになっているじゃないですか。ここを変えることによって、数字って変わってきますよね。どう配分するかって、これはこの数字しかないのですか。</p>
事務局	<p>いや、あります。</p>
部会員	<p>じゃあ、いくらでもあるなかで、この数字を選んでいるのは、何か理由があるのですか。</p>
事務局	<p>それはトライアンドチェックで、数字を1個入れると収入が1円単位で変わってきます。それで、いろいろなバリエーションを考えて、取りあえず大まかには、たとえば単一料金でやるのか、多水量ほど単価を大きく上げていくのか。そういう方針はだいたい考えた上で、あとはもう入力して結果でチェックするっていう形なので。もちろん無限にはあるのですが、だいたい大まかにはこういう方針でいきたいとか、単一でいきたいとか、そういうのを考えながら、入れていく。だから絶対ではないです。ただ、1つ数字をいじると、どこかでそこを補完しないといけないので、また他へ波及していつて。すぐに即答で、たとえばここの単価を下げたらこっちがいくらぐらい上がるなっていうのは、すぐにはちょっと出ないです。</p>
部会員	<p>なぜ思ったかって、41~50m³のところって、もともとは1m³につき200円だったけど、ここは195円ですよ。次のところのm³から225円と220円でことで、現状よりか安くなるのですよね。ここに線引きが1つあるので、それをもう1つ上に持ってくると、また変わってくるわけですよ。</p>

発言者	発言内容
事務局	そうですね。
部会員	だから、なぜここで線を引いたのかなってというのは、何かそこに合理性とか、理由とか見いだせるのかっていう。
事務局	特に、そういうわけではないです。ただ、ユーザー数がやはり小口は多くて、大口は少ないので。小口を1円、たとえば下げて、その減収を大口1円で賄えるかっていうと、そういうわけじゃないので。ちょっとなかなか、理屈はいろいろ頭では考えるのですが、実際やってみるとなかなかうまく数字の、こちらで下げた分をこちらで賄おうとしてもなかなか難しいので。そんなに深い意味はないです。1つの結果として、今の数字があるっていう感じです。
部会長	ただ、ケース2とケース3の、使用料増減率を表だけ単純に見比べてみると、大口の方々の数が非常に少ないので、こちらのところを、たとえば使用料を現状よりも低く設定しても、結局その分は小口のほうで十分吸収できるような、そういう計算結果になっているというふうに見ることができますかね。それ以上の個別の細かい数字を取り上げていっても、これはキリがないので。最終的に、実際の実務の作業のなかで決定される。やるとなると、そういうことになると思いますね。これも全体の方向性として、基本水量とか累進制、基本使用料と従量使用料の配分ということですので、どう考えていくかということですね。将来的にはこちらも、本来は。
事務局	水道と同様で、ケース3に向かう。ケース2からケース3。
部会長	ここでいうケース3に向かうような方向で、将来的には料金を設定しておかないと、持続的な下水道の経営といいますか、収益確保が難しくなると、そういうことですね。こういう点については、いかがでしょうか。
事務局	ケース1を“×”っていう評価をしているのですが、方向性だけの話で“×”っていう形をしているのですが、先ほどのケース1が、水道でいうケース2に該当する形になるのですよ。水道だと、現状と理想値の間に乖離ができたので、そこを理想値に戻しますっていうのがケース2だったのですが、下水に関しては、ケース1の段階で理想値の状態になって

発言者	発言内容
	<p>いるので、水道のケースでいうと下水のケース 1 は、同じような考え方になるので。方向性としては、動いていないので” × “になっているんですけど、考え方としては、水道と下水で同じ料金体系っていうふうに考えるのであれば、ここは” × “じゃないのですよ。</p>
事務局	<p>資料に誤りがあるのですけど。</p>
部会員	<p>でも、これを“○”にしてしまったら、その区別は、一重丸、二重丸、三重丸ですもの。</p>
部会長	<p>それはでも、たまたま現状の経費の配分と料金の収入のバランスが、一致していたということですよ。ただ、そこから舵を切っていくというような意味合いであれば。</p>
事務局	<p>のであれば、このままで良いですね。</p>
部会長	<p>ええ。</p>
事務局	<p>水道と同じような形で、もしこのあと、水道のケース 2 に合わせたら。</p>
部会長	<p>つまり、3 つ方向性を出しているうちの、基本使用料と従量使用料のバランスについては、現状でも充足しているので、それについては既に現段階でクリアできているという、そういうことですよ。</p>
部会員	<p>下水に関して 0～8m³ っていうのを採用しないのは、それはやはりおかしいっていう。</p>
事務局	<p>大きな変動をさせないというのが水道であったと思うのですけど。一緒と言えば一緒ですけど、ただ下水のほうは、基本料金と従量使用料の率が一緒にはなっているので。そこから 1 歩進めるのであれば、ケース 2 にすべきです。今回、水道と合わせるのであれば、このままケース 1 のままで置いて、最終的なシミュレーションをかけてみるというのがあったので。ここを“×”にしておくのが、少し引っかけたのですよ。</p>
事務局	<p>水道と下水道の料金体系が、今は富田林市では、同じ料金体系になっていますので、今の水道と下水を合わせた形の料金体系を保つためには、基本水量を 8m³ のままにしているケース 1 が一番良い。</p>
部会員	<p>いや、ケース 1 は単純に 1.31 倍しているわけでしょ。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>水道でいうと、基本使用料と従量使用料の関係が水道はずれていたの、それに合わせにいくことによって、最終的な形に近づけていきたいと思いますというのがあったのですが。下水のほうは、もうその段階はクリアしている。そこからもう1歩、先に進めようと思ったら、基本水量を0m³にするという形を取りにいくとしたら、今度、基本水量0m³の下水と基本水量8m³の水道というのができてしまうので、そこがあるので、ここを“×”にしておくのは少しどうかというの。確かに舵を切っていないという、 “×” でいいのですけど。</p>
事務局	<p>水道のほうが遅れているというか、下水のほうは少し水道より1歩前へ行っているのですよね。この考え方で、この基本使用料と従量使用料の割合というのを、算定のやり方にもう既になっていると。</p>
部会員	<p>なっているからね。</p>
事務局	<p>実は、下水のほうは5～6年前に料金改定をしているのですが、水道って20年来していませんので、20年前のままです。下水のほうは少し進んでいる。こんな料金改定の際にしか触れません。その分、少し1歩前にいっているのですけど。お互いそれぞれ、もう1歩ずつ、水道も1歩前へいきましょう、下水も今から1歩前へいましょうということであれば、下水のほうのケース2なり、ケース3なり、もっと進むのならケース3です。1歩、ケース1からケース2へいこうというの、理屈的には。そうすると、料金体系が変わってしまうので、下水と水道で。水道のほうは、基本料金と基本使用料がありますよという、表で皆さんにお配りしていたのが、下水も水道もそういうふうに表を同じように、考え方は一緒です。やってやっていたのが、ここでもう、下水は基本水量というのがなくなります、水道はありますけどという話になってしまって、たぶん一般の方は完全な別々の算定表で計算して、これを合わせた金額が出るという説明になってしまうのですよね。その部分の進み具合が、水道のほうは遅れていて、下水のほうは1歩だけですけど前にいっている。ですから、方向性としては、やはりケース2、ケース3</p>

発言者	発言内容
	<p>のほうに向かうべきだろうというのは思うのですが。実際にそれを実践してしまうと、ケース 2 にするなら、水道もケース 3 に歩調を合わせていかないと、全然レベルが違いますよってという話になると、これかなり。</p>
部会長	<p>この経営戦略の場で話しをすべきかどうかは分からないのですが、要は、上水道と下水道の基本水量の考え方を統一しておくべきかどうかというところですね。その判断をどうするかということですよ。それをこの会議のなかで将来の経営戦略として捉えるべきなのか、実務のレベルで使用者の利便性の観点から料金の体系を統一しておくべきだろうというふうに判断するか。どこのレベルでそれを決めるかということではないでしょうか。今ここで、そこまで検討したほうが良ければあれですけど。何かご意見はありますか。水道と下水道の基本水量に関して。利用する側からすると、統一されているほうがいいかなとは思いますが。一定のおっしゃられる説明の内容は筋が通っていると思います。ただ、この経営戦略として考えたときに、“× “、” ○ “を付けると、方向性の話になるとやっぱり” × “なのかなとは思いますが。ただ、それは最終的な成果物に対してどう表記するかということ、もし考えておらるということであれば、何か注釈のようなものを付けて上水道、下水道の基本水量の考え方を統一しておいたほうが望ましいとか。そういう、付帯の意見も付けるということは、ありなのかなという形ですかね。どうですかね。方向性というところでの考えであれば、やっぱり。</p>
事務局	<p>“○” は打てないですね。</p>
部会長	<p>今、現状維持というよりは、1 歩進めるという意味に、やっぱり取るほうがいいのではないかというふうに思いますけど。</p>
事務局	<p>方向性としては“○” は打てないですけど、水道と合わせるっていう観点から。</p>
部会長	<p>最終判断は、事業者のほうで決めたらいいかと思いますが。いかがでしょうか。他に、ご意見はございますか。</p>
部会員	<p>(意見なし)</p>

発言者	発言内容
部会長	<p>よろしいですか。そうしましたら、議論・意見が出尽くしたようですので、事務局におかれましては、ただいまの部会員からの意見を踏まえまして、上下水道事業経営戦略の策定を進めるようお願いいたします。</p> <p>それでは、次回の日程および内容について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回は5月下旬を予定しております。議題といたしましては、経営戦略案、使用料改定案についてご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>また、部会資料につきましては、事前に各部会員の皆さまのところへ説明にお伺いさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。事前説明は、上下水合わせて1時間から2時間程度を予定しており、具体的な日程等は別途、調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しましたが、他に何かご質問等ございますでしょうか。</p>
一同	<p>(発言なし)</p>
部会長	<p>よろしいですか。それでは、本日の会議はこれで終了いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>
一同	<p>ありがとうございました。</p>